

事 務 連 絡
令和4年2月10日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、必要な処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について、別添のとおりまとめましたので、改定に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について、管内市区町村に対して、周知をお願いいたします。

(別添)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方

○ 令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、令和3年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところである。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっていないが、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講じることとされている。

介護職員の処遇改善については、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を講じることとされ、また、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることとされていることなども踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、適切な対応をお願いする。

II. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の例

○ 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料の改定方法等を以下のとおり示すが、これらに限らず、各自治体において適切な改定をお願いする。

1. 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定について

(1) 基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、支弁額を示しており、一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、上記の「I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方」を踏まえつつ、養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額を増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

(2) 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額を増額する費目

ア 老人保護措置費支弁基準では、支弁額は次のような費目に区分されている。

1 事務費

(1) 施設(月額)

ア 一般事務費(人件費及び管理費)

イ 特別事務費(寒冷地加算、夜勤体制加算、単身赴任手当加算、民間施設給与等改善費、その他各種加算等)

2 生活費

3 移送費

4 葬祭費

イ 今回の養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定は、職員の処遇改善(賃金改善)に係るものであるため、「一般事務費」を増額することが基本であると考えられる。

ウ ただし、自治体によっては、今回の処遇改善に係る増額分を措置するために新たな費目を設けることも考えられる。例えば、「特別事務費」については、職員個人の勤務に着目した加算もあることから、自治体の判断で「処遇改善加算」などの加算の細目を新設し、その細目において増額分を盛り込むことも考えられる。

(3) 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の増額幅

ア 老人保護措置費支弁基準における支弁額の「一般事務費」は、入所者1人当たりの基準額が定められている。基本的には、各養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額が、職員1人当たり月額9,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの支弁額(措置費)でみたときに、どの程度増額すべきかを考える必要がある。

イ このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者1人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

① 対象職員数(月平均)

- 各月の支援員数(常勤換算)から、特定施設入居者生活介護を担当する支援員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

② 処遇改善総額(月額)

- 「対象職員数(月平均)」×9,000円により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

③ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

- 「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

ウ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

a) 基本的には入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数(年平均)」を求める。

b) 対象入所者数(年平均)に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見

込み数によって調整する。

- c) 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、イの計算によって職員1人当たり月額9,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

2 軽費老人ホームの利用料の改定について

(1) 基本的な考え方

軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、利用料等を示しており、一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、上記の「I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方」を踏まえつつ、軽費老人ホームの利用料を増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

(2) 軽費老人ホームの利用料を増額する費目

ア 軽費老人ホーム利用料等取扱基準では、利用料は次のような費目に区分されている。

※ ケアハウスの場合

(1) サービスの提供に要する費用（事務費）

※サービスの提供に要する費用は、「入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額」を上限とする

※サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用から、「本人からの徴収額」を差し引いた額とする。

ア サービスの提供に要する基本額

イ 各種加算額等（寒冷地加算、単身赴任手当、民間施設給与等改善費、その他各種加算等）

(2) 生活費

(3) 居住に要する費用

イ 今回の軽費老人ホームの利用料の改定は、職員の処遇改善（賃金改善）に係るものであるため、「サービスの提供に要する基本額」を増額することが基本であると考えられる。

ウ ただし、自治体によっては、今回の処遇改善に係る増額分を措置するために新たな費目を設けることも考えられる。例えば、「各種加算額等」については、職員個人の勤務に着目した加算もあることから、自治体の判断で「処遇改善加算」などの加算の細目を新設し、その細目において増額分を盛り込むことも考えられる。

(3) 軽費老人ホームの利用料の増額幅

ア 軽費老人ホーム利用料等取扱基準における事務費の「サービスの提供に要する基本額」は、入所者1人当たりの基準額が定められている。基本的には、各軽費老人ホームにおける事務費が、職員1人当たり月額9,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの事務費でみたときにどの程度増額されるべきかを考える必要がある。

イ このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者1人当たりの事務費（サービスの提供に要する基本額等）に加算することが考えられる。

① 対象職員数（月平均）

- ・ 各月の介護職員数（常勤換算）から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

② 処遇改善総額（月額）

- ・ 「対象職員数（月平均）」×9,000円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

③ 対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

- ・ 「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数（一般入所者数）」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）」を求める。

ウ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

- a) 基本的には入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数（年平均）」を求める。
- b) 対象入所者数（年平均）に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。
- c) 各自治体の軽費老人ホーム利用料等取扱基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、この計算によって職員1人当たり月額9,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

老高発 1 2 2 4 第 1 号
令和 3 年 1 2 月 2 4 日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、軽費老人ホーム事務費補助金は平成 16 年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金は平成 17 年度に、それぞれ一般財源化され、現在は地方交付税措置が講じられています。

一般財源化されて以降、各自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額 (以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。) については、「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号) 及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号) において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところです。

こうした中、本年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、別紙のとおり、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、今般の令和 3 年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところです。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっておりませんが、その業務内容は介護職員の業務内容に類似していることなどから、必要な処遇改善を図ることが重要であると考えており、老人保護措置費に係る支弁額等について、適切に改定いただくようお願いします。

なお、この改定に伴い生じる経費については、令和 4 年度から地方交付税措置を講じることとされております。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添えます。

(別紙)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

①看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置⁴⁹を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

また、医療、介護・障害福祉、保育の人材育成・確保の更なる支援に取り組む。

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

⁴⁸ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

⁴⁹ 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

令和4年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について<抄>

(令和4年1月24日総務省自治財政局財政課事務連絡)

(別紙)

第3 予算編成上の留意事項

- 25 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。